

きばいやんせ! 熊本!!



第75回国民体育大会
指宿市準備委員会

第1回常任委員会



燃ゆる感動 かごしま国体

第75回国民体育大会 熱い鼓動 風は南から 2020

日時 平成28年8月25日(木) 10時

場所 指宿市民会館 大会議室

会 次 第

1 開 会

2 市長あいさつ

3 議長選出

4 議 事

○ (1) 【議案第1号】

第75回国民体育大会指宿市開催準備総合計画（案）について

(2) 【議案第2号】

第75回国民体育大会指宿市施設整備基本方針（案）について

(3) 【議案第3号】

第75回国民体育大会指宿市準備委員会専門委員会規程（案）について

(4) 【議案第4号】

第75回国民体育大会指宿市準備委員会事務局規程（案）について

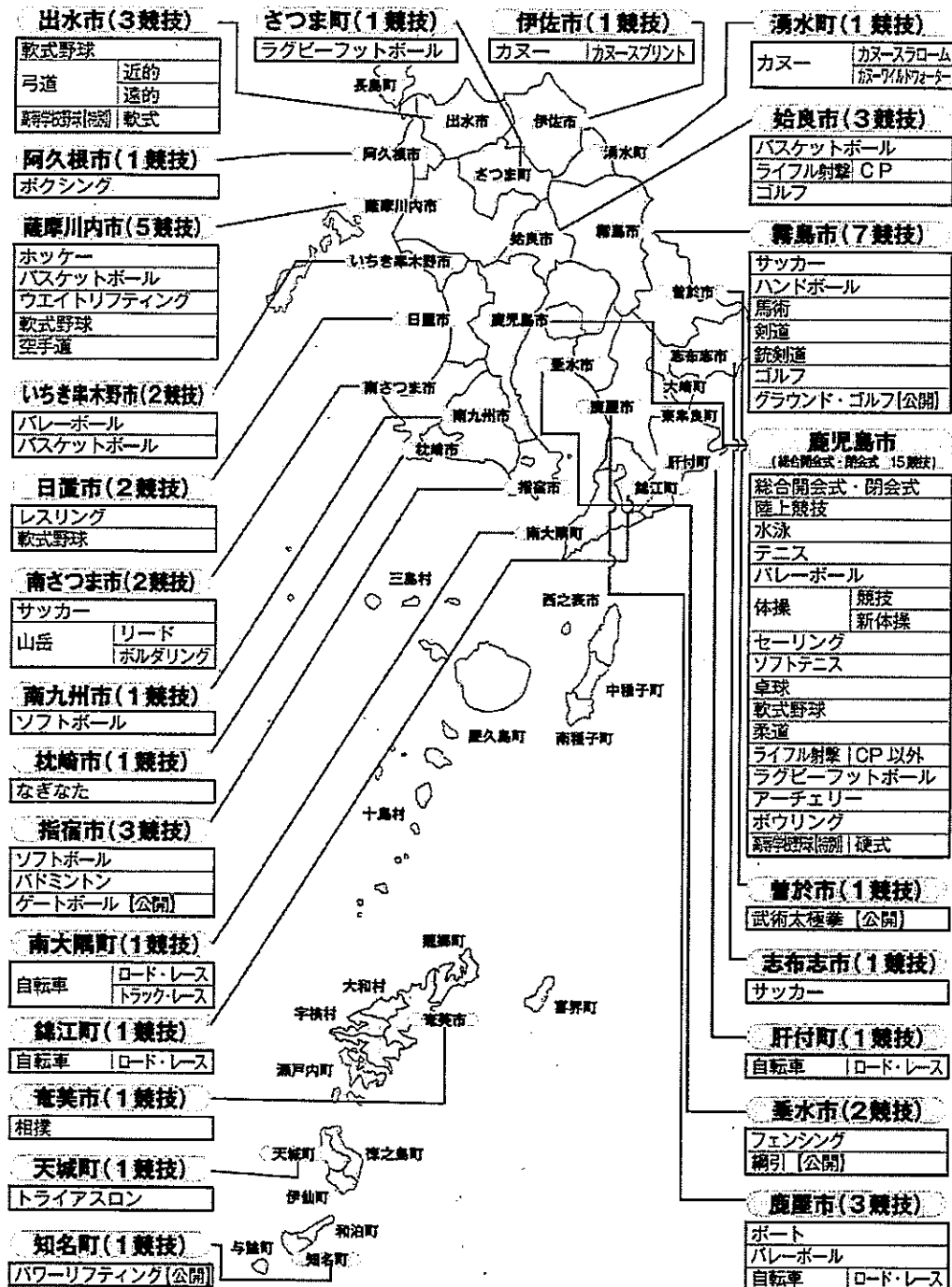
○ (5) その他

5 先催県視察報告(愛媛県^{せいよし}西予市)

6 閉 会

第75回国民体育大会会場地市町村

正式競技・特別競技・公開競技
国体準備委員会第5回常任委員会 平成27年5月27日時点



第75回国民体育大会指宿市準備委員会 第1回常任委員会出席者名簿

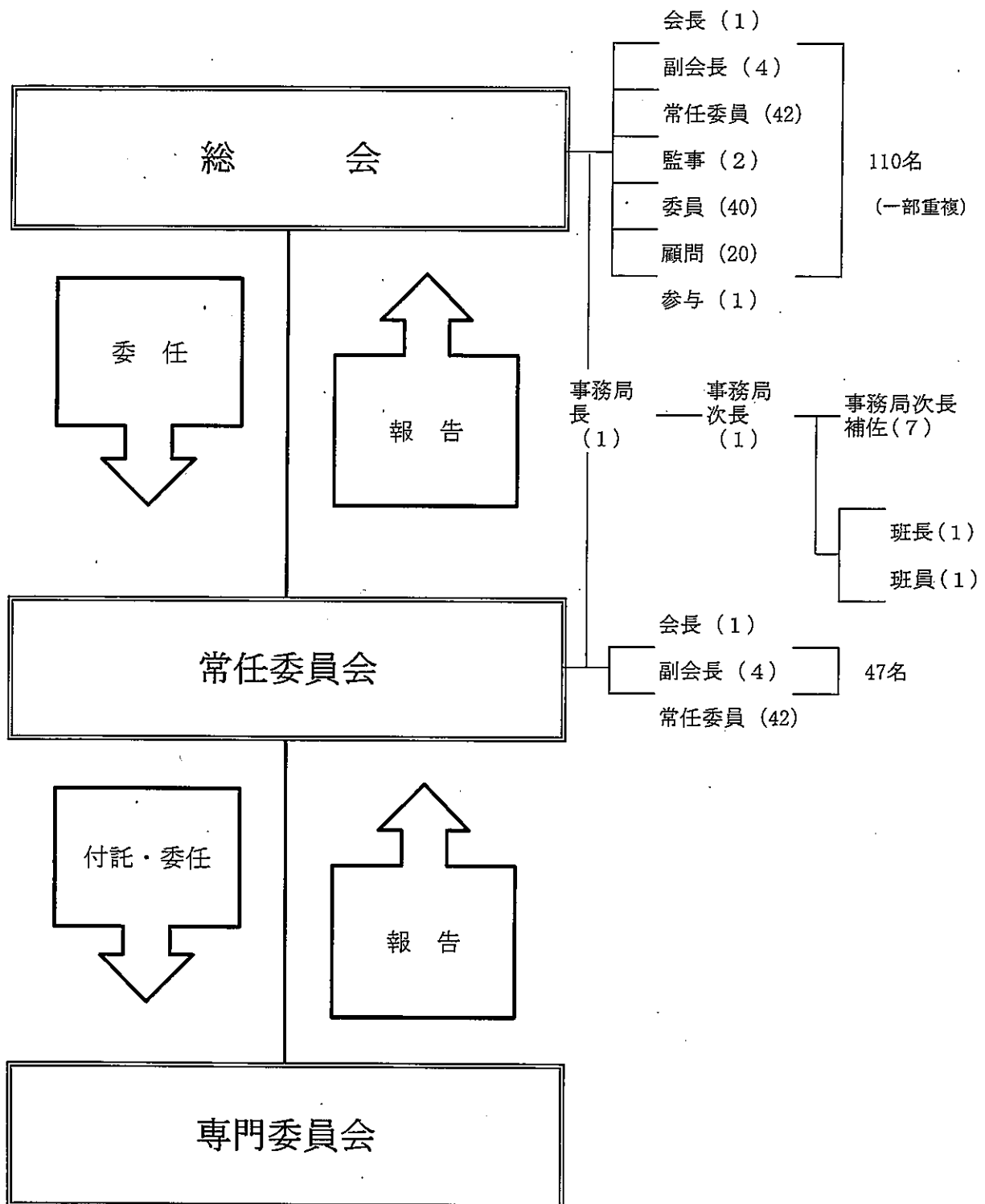
(敬称略・順不同)

※重複掲載 平成28年8月23日現在

NO	役職名	選出区分	所属団体等	役職名	氏 名	出席
1	会長	市	指宿市	市長	豊留 悦男	○
2		市議会	指宿市議会	議長	松下 喜久雄	○
3	副会長	市	指宿市	副市長	佐藤 寛	○
4	(4)			教育長	西森 廣幸	○
5		スポーツ・レクリエーション	指宿市体育協会	会長	福岡 亮一	○
6			指宿市議会	副議長	木原 繁昭	○
7		市議会	指宿市議会総務水道委員会	委員長	高田 チヨ子	委任
8			指宿市議会文教厚生委員会	委員長	恒吉 太吾	○
9			指宿市議会産業建設委員会	委員長	浜田 藤幸	○
10			指宿市総務部	部長	有留 茂人	委任
11			指宿市市民生活部	部長	牟田 浩一	委任
12			指宿市健康福祉部	部長	下敷領 正	○
13			指宿市産業振興部	部長	廣森 敏幸	○
14			指宿市農政部	部長	宮崎 英世	○
15			指宿市建設部	部長	山下 康彦	○
16			指宿市山川支所	支所長	馬場 久生	○
17			指宿市開聞支所	支所長	川畑 徳廣	○
18			指宿市市議会事務局	局長	森 和美	○
19		官公署	指宿警察署	署長	中野 誠	委任
20			指宿南九州消防組合指宿消防署	署長	片野田 紀久	○
21			鹿児島県立指宿高等学校	校長	福留 稔	○
22			鹿児島県立山川高等学校	校長	山神 正文	○
23		学校・学校体育団体	指宿市立指宿商業高等学校	校長	平井 孝俊	委任
24			指宿市立南指宿中学校(中学校代表)	校長	山下 修三	委任
25			指宿市立柳田小学校(小学校代表)	校長	下拂 満	○
26	常任委員		鹿児島県ソフトボール協会	会長	霜出 勘平	代理
27	(42)		鹿児島県バドミントン協会	会長	池田 徹	代理
28			鹿児島県ゲートボール協会	会長	児玉 義人	代理
29		スポーツ・レクリエーション	指宿市体育協会	副会長	並川 士郎	委任
30			指宿市体育協会	副会長	濱田 悟	委任
31			指宿市スポーツ推進審議会	会長	※福岡 亮一	○
32			指宿市ソフトボール協会	会長	※福岡 亮一	○
33			指宿市バドミントン協会	会長	田中 一也	○
34			指宿地区連絡協議会(ゲートボール)	会長	内蘭 幸一	委任
35		産業・経済	指宿商工会議所	会頭	今林 重夫	○
36			菜の花商工会	会長	福ヶ迫 昭善	○
37		通信・運輸・エネルギー	指宿市タクシー協会	会長	別府 竜人	○
38		宿泊・衛生・観光	公益社団法人 指宿市観光協会	会長	中村 勝信	代理
39			指宿温泉旅館事業協同組合	代表理事	細川 明人	○
40		医療	指宿市医師会	会長	大重 力	委任
41			指宿市社会福祉協議会	会長	米永 義徳	○
42			公益社団法人 指宿青年会議所	専務理事	新小田 茂雄	○
43		社会団体	指宿市自治公民館連絡協議会	会長	畠中 正彦	委任
44			指宿市地域女性団体連絡協議会	会長	伊佐 幸子	○
45			指宿市消防団	団長	下吹越 誠	委任
46			指宿市文化協会	会長	中野 政道	○
47			指宿市民生委員・児童委員協議会連合会	会長	菅 鬼子男	○
48			教育委員会事務局教育部	部長	長山 君代	○
49			教育委員会事務局スポーツ振興課	課長	今村 将吾	○
50			教育委員会事務局教育総務課	課長	下吉 龍一	○
51			教育委員会事務局学校教育課	課長	中原 英樹	○
52			教育委員会事務局社会教育課	課長	中摩 浩太郎	○
53		市	教育委員会学校給食センター	所長	※下吉 龍一	○
54			教育委員会指宿商業高校	事務長	満石 知	○
55			教育委員会事務局教育総務課	参事	前蘭 佳生	○
56			健康福祉部地域福祉課	課長	山口 保	○
57			教育委員会事務局スポーツ振興課国体推進係	係長	湯ノ口 孝	○
58			教育委員会事務局スポーツ振興課国体推進係	主査	坂元 智博	○
59			教育委員会事務局スポーツ振興課スポーツ振興係	主事	吉元 隆寿	○

第75回国民体育大会 指宿市準備委員会組織図

(平成28年 8月12日現在)



議 事

【議案第 1 号】

第 75 回国民体育大会指宿市開催準備総合計画（案）

1 趣 旨

第 75 回国民体育大会（以下「燃ゆる感動かごしま国体」という。）の成功に向け、指宿市民の英知と総力を結集し、おもてなしの心で本市にふさわしい魅力と活力あふれる国体を目指し、第 75 回国民体育大会指宿市開催基本方針に基づいて、開催準備総合計画を定める。

2 推進項目

(1) 総務・広報

① 総務・財務

- ・ 県、競技団体、関係機関及び関係団体（以下「県等」という。）との緊密な連携を図り、燃ゆる感動かごしま国体を一過性のものとせず、将来のまちづくりに繋がる大会とするため、総合的な計画を立案し施策を推進する。
- ・ 県等との相互協力のもと、創意工夫により簡素な中にも実りある国体を目指し、適切で効率的な運営を図る。

② 広報・接伴

- ・ 燃ゆる感動かごしま国体に対する市民の関心や参加意欲を高めるため、効果的な広報活動を積極的に展開するとともに、本市を訪れる方々をはじめ、全国に豊かな自然、歴史、文化、食の魅力等を発信する。
- ・ 市民総参加のもと、一丸となって大会を盛り上げていくことにより、国体開催の意義を広め、市民一人ひとりが活躍する手づくりの大会とするとともに、燃ゆる感動かごしま国体後の市民運動によるまちづくりに繋げる。
- ・ 選手や監督をはじめ、本市を訪れる方々を温かくお迎えするとともに、本市の魅力ある観光、産業等を広く紹介し、再度訪れていただける心のこもったおもてなしを提供する。

(2) 競技・式典

① 競技・施設

- ・ 県等との連携を強化しながら、競技会を円滑で効率的に運営し、競技会の実施に必要な用具等の調達については、可能な限り現有のものを活用又は借用し、最小限の整備とする。
- ・ 「第 75 回国民体育大会競技施設の手引」を遵守し、既存施設の有効活用に努めながら必要な施設の整備を図る。

② 式典

- ・ 簡素な装飾や演出に努めることを基本とし、創意工夫をこらした温かみのある運営に努める。

(3) 宿泊・医事

① 宿泊

- ・ 宿泊施設や関係機関等との連携により、おもてなしの心と十分にくつろいでいただける環境を整えるとともに、より多くの方々の受け入れができる効率的な配宿体制の確立を図る。

② 医事・衛生

- ・ 燃ゆる感動かごしま国体にかかわる方々の安全を確保するとともに、大会を快適な環境のもとで開催するため、医療機関や関係機関等との連携を強化する。さらに、食品衛生及び環境衛生に配慮するとともに、防疫対策及び医療救護体制の確立を図る。

(4) 輸送・警備

① 輸送・交通

- ・ 本市の交通事情を勘案し、交通事業者や関係機関等との連携により、安全かつ効率的で確実な輸送手段の確保に努める。併せて、交通渋滞の緩和と環境への負担の軽減のためにも公共交通機関の利用を促進し、交通安全の徹底を考慮した輸送・交通体制の確立を図る。

② 警備・消防

- ・ 競技会場や大会関係施設における治安の確保や災害の防止、非常時における緊急対応に万全を期するため、警察や消防その他関係機関と連携しながら、警備・消防防災体制の確立を図る。

3 開催準備総合計画（年次計画）

第75回国民体育大会指宿市開催準備総合計画は別表のとおりとする。

また、年次計画は進行管理を行うとともに、適宜見直しを行う。

【議案第2号】

第75回国民体育大会指宿市施設整備基本方針（案）

第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」における競技会の施設整備については、「第75回国民体育大会競技施設の手引」を遵守し、「指宿市開催基本方針」及び「指宿市開催準備総合計画」に基づき、できる限り既存施設の有効活用を図るとともに、「燃ゆる感動かごしま国体」開催後の市民等の施設利用も視野に入れ、競技に支障がないような整備を行う。

○ 基本事項

(1) 競技施設の整備

競技施設の整備については、競技運営に支障がないよう、県、競技団体及び施設管理者と十分な協議の上、計画的に整備する。また、既存施設の有効活用及び仮設による整備に加え、「燃ゆる感動かごしま国体」開催後の更なる市民利用とスポーツコンベンション※の推進を考慮した新たな施設整備を行う。

(2) 練習会場の整備

練習会場の整備については、県、競技団体及び施設管理者と十分な協議の上、既存施設を活用する。

(3) 臨時仮設物の整備

競技・式典に係る臨時仮設物、案内所及び休憩所等の臨時仮設物については、大会参加者や一般観覧者の便宜が図れるよう、関係機関等と十分な協議の上、整備する。

(4) 臨時駐車場の整備

競技会場の周辺等に大会参加者等の駐車場を確保するため、必要に応じて臨時駐車場を整備する。

※ 「スポーツコンベンション」とは、スポーツの分野において大規模な大会やイベント等を開催することにより、交流人口の増加を図る取り組みのこと。

【議案第3号】

第75回国民体育大会指宿市準備委員会専門委員会規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、第75回国民体育大会指宿市準備委員会会則第12条第5項の規定に基づき、専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（委員会の種類等）

第2条 委員会の種類並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

（役員）

第3条 各委員会に次の役員を置く。

（1）委員長 1名

（2）副委員長 若干名

2 委員長及び副委員長は、第75回国民体育大会指宿市準備委員会の会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長がその職務を代理する。

（会議）

第4条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員長は、必要があるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（部会）

第5条 委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

（委任）

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、当該委員会の委員長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、平成28年8月25日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	付託事項	委任事項
総務・広報専門委員会	1 開催準備総合計画に関すること。 2 広報の基本的事項に関すること。 3 市民運動の基本的事項に関すること。 4 他の専門委員会に属さない重要な事項に関すること。	1 開催準備総合計画の進行管理に関すること。 2 文化プログラムに関すること。 3 広報及び啓発の実施に関すること。 4 報道機関との調整に関すること。 5 記録映像及び記録写真に関すること。 6 他の専門委員会に属さない事項に関すること（重要なものを除く。）。
競技・式典専門委員会	1 公開競技及びデモンストレーションスポーツの選定に関すること。 2 競技施設の整備に係る計画の策定に関すること。 3 実施競技の企画及び運営に係る計画の策定に関すること。 4 その他実施競技の企画及び運営に係る重要な事項に関すること。 5 式典の基本的事項に関すること。 6 その他式典に係る重要な事項に関すること。	1 実施競技の運営に関するもの のうち、次に掲げるもの (1) 競技用具に関すること。 (2) リハーサル大会に関すること。 (3) 競技記録に関すること。 (4) その他実施競技の運営に関すること（重要なものを除く。）。 2 競技役員等の養成及び編成に関すること。 3 開始・表彰式の企画及び運営に関すること。 4 式典音楽の実施に関すること。 5 式典演技の実施に関すること。 6 炬火イベントの実施に関すること。 7 その他式典に関すること（重要なものを除く。）。

【議案第 4 号】

第 75 回国民体育大会指宿市準備委員会事務局規程（案）

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規程は、第 75 回国民体育大会指宿市準備委員会会則第 14 条第 2 項の規定に基づき、第 75 回国民体育大会指宿市準備委員会（以下「準備委員会」という。）の事務局の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 事務局

（業務）

第 2 条 事務局は、準備委員会に関する事務を処理する。

（職員）

第 3 条 事務局に次の職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局次長
- (3) 事務局次長補佐
- (4) 班長
- (5) 班員

2 事務局に出納員を置く。

3 事務局の職員は、別表第 1 に掲げる指宿市職員をもって充てる。

4 会長は、特に必要があると認めるときは、指宿市職員以外の者を事務局の職員として置くことができる。

5 事務局の職員は、会長が任免する。

（組織及び所掌事務）

第 4 条 事務局の組織は、別表第 2 のとおりとする。

2 別表第 2 に掲げる班の所掌事務は、別表第 3 のとおりとする。

（職務）

第 5 条 事務局長は、会長の命を受け、事務局を統括するものとし、会長が民法（明治 29 年法律第 89 号）第 108 条に規定する双方代理の禁止規定に抵触する契約を締結しようとするときは、その職務を委任する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 事務局次長補佐は、事務局次長を補佐する。

4 班長は、上司の命を受け、班内の事務に当たる。

5 班員その他職員は、上司の命を受け、担当の事務に当たる。

第 3 章 決裁

（専決）

第 6 条 事務局長及び事務局次長が専決できる事項は、別表第 4 のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、特に重要又は異例と認められる事項については、

あらかじめ会長の指示を受けなければならない。

(代決)

第7条 決裁権者が不在のときは、別表第5に定める順位により、それぞれ同表に定める者が、その事項を代決することができる。

2 前項の規定にかかわらず、特に重要又は異例に属すると認められる事項については、あらかじめ会長の指示を受けなければならない。

3 第1項の規定により代決した事項については、速やかに当該決裁権者に報告しなければならない。ただし、あらかじめ処理の方針を示されたもの又は定例若しくは軽易なものについては、この限りでない。

第4章 文書及び公印

(記号及び番号)

第8条 文書には、記号及び番号を付けるものとする。ただし、軽易な文書については、これを省略することができる。

2 文書の記号は、「国指準」とする。

3 文書の番号は、会計年度ごとの一連番号とする。

(起案)

第9条 文書を起案するときは、原則として指宿市文書取扱規程（平成18年指宿市訓令第11号。以下「文書規程」という。）に定める第1号様式を用いなければならない。

2 軽易な事案及び定例的に取り扱う事案に係る起案は、第1号様式を用いず、文書の余白を利用し、又は簡易な帳票を用いて行うことができる。この場合においては、起案年月日、起案者、決裁年月日等を記載しなければならない。

(決裁区分の表示)

第10条 文書を起案するときは、第1号様式の決裁区分欄に、次の表の左欄に掲げる決裁区分に応じ、同表の右欄に掲げる記号を記入する。

決裁区分	記号
会 長	市
事務局長	部
事務局次長	課

(保存)

第11条 事務の処理が完結した文書は、保存しなければならない。

(公印)

第12条 事務局で使用する公印の種類等は、別表第6のとおりとする。

2 前項に定める公印の保管は、事務局次長が行うものとする。

(準用)

第13条 前5条に定めるもののほか、文書及び公印の取扱いに関しては、文書規程の例による。

第5章 服務、賃金及び旅費

(服務及び賃金)

第 14 条 職員の服務については、指宿市職員服務規程（平成 18 年指宿市訓令第 27 号）の例による。

2 臨時に雇用する職員の服務及び賃金等については、原則として指宿市臨時職員取扱規程の例による。

（旅費）

第 15 条 職員がその職務のために旅行したときは、旅費を支給する。

2 前項の規定による旅費の額については、原則として指宿市職員等の旅費に関する条例（平成 18 年指宿市条例第 49 号。次条「旅費条例」という。）の例による。

（費用弁償）

第 16 条 役員及び委員等が会務のため旅行したときは、その旅費について費用弁償とすることができる。ただし、各種総会及び常任委員会の出席に要する経費については、この限りでない。

2 前項において支給される費用弁償の額及び支給方法については、旅費条例の例による。

第 6 章 補則

（委任）

第 17 条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 28 年 8 月 25 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

事務局職名	指宿市職員
事務局長	指宿市教育委員会事務局教育部長
事務局次長	指宿市教育委員会事務局スポーツ振興課長
事務局次長補佐	指宿市教育委員会事務局教育総務課長 指宿市教育委員会事務局学校教育課長 指宿市教育委員会事務局社会教育課長 指宿市教育委員会事務局教育総務課参事 指宿市教育委員会学校給食センター所長 指宿市教育委員会指宿商業高校事務長 指宿市健康福祉部地域福祉課長
班長	指宿市教育委員会事務局スポーツ振興課国体推進係長
班員	指宿市教育委員会事務局スポーツ振興課参事補，主査，主任，主事及び主事補

別表第2（第4条関係）

事務局長	—	事務局次長	—	事務局次長補佐	┌ 総務広報班
					└ 競技式典班

別表第3（第4条関係）

総務広報班
1 総会，常任委員会に関すること。
2 総務・広報専門委員会に関すること。
3 募金，企業協賛に関すること。
4 広報に関すること。
5 市民運動に関すること。
6 予算，決算及び監査に関すること。
7 その他国体開催準備に関すること。
競技式典班
1 競技施設等の整備に関すること。
2 競技・式典専門委員会に関すること。
3 競技運営及び競技用具に関すること。
4 競技役員等の養成及び編成に関すること。

別表第4（第6条関係）

事 項	事務局長専決事項	事務局次長専決事項
1 職員の任命に関する こと。	第3条第4項の規定により、会長が特に必要があると認めた職員の任命に関する こと。	
2 職員の服務に関する こと。	事務局次長の服務に関する こと。	その他の職員の服務に関する こと。
3 旅行命令に関する こと。	委員等及び事務局次長の 旅行命令に関する こと。	その他の職員の旅行に関する こと。
4 職員の事務分掌に関する こと。		事務局職員の事務分掌に関する こと。
5 総会等の開催事務に関する こと。	総会及び常任委員会の開催に関する こと。	専門委員会及び連絡会議等の開催に関する こと。
6 文書に関する事務に関する こと。	規程等の制定及び改廃に関する こと。また、重要な通知、申請、照会等に関する こと。	軽易な通知、申請、照会等に関する こと。
7 資金前途職員に関する こと。		任命に関する こと。
8 収入・支出に関する こと。	指宿市事務決裁規程の例による。	指宿市事務決裁規程の例による。
9 予算の流用に関する こと。	重要なもの	軽微なもの
10 契約に関する こと。	指宿市事務決裁規程の例による。	指宿市事務決裁規程の例による。
11 刊行物の発行に関する こと。	特に重要な刊行物の発行に関する こと。	刊行物の発行に関する こと。
12 その他	前各号に掲げるもののほか、これらに類するものと認められる事項に関する こと。	前各号に掲げるもののほか、これらに類するものと認められる事項に関する こと。

別表第 5 (第 7 条関係)

決裁区分	代決の順位	
	第 1 位	第 2 位
会長	事務局長	事務局次長
事務局長	事務局次長	事務局次長補佐
事務局次長	事務局次長補佐	

別表第 6 (第 12 条関係)

公印の種類	ひな型	形状	寸法	書体
第 75 回国民体育大会 指宿市準備委員会 会長之印	第 75 回国 民体育大会 指宿市準備 委員会 会長之印	正方形	27 ミリ角	楷書

參考資料

第75回国民体育大会 指宿市準備委員会役員一覧

会 長(1名)		副会長(4名)		監 事(2名)	
1	市長	1	市議会議長	1	市代表監査委員
		2	市副市長	2	市会計管理者
		3	市教育長		
		4	市体育協会会長		
委 員(82名)					
市議会(4名)		スポーツ・レクリエーション(13名)		通信・運輸・エネルギー(4名)	
1	市議会議長	1	県ソフトボール協会会長	1	市タクシー協会代表
2	総務水道委員会委員長	2	県バドミントン協会会長	2	九州旅客鉄道株式会社指宿駅駅長
3	文教厚生委員会委員長	3	県ゲートボール協会会長	3	南九船舶代表取締役
4	産業建設委員会委員長	4	市体育協会副会長	4	九州電力鹿児島配電事業所 指宿配電事業所所長
		5	市体育協会副会長		
		6	市ソフトボール協会会長		
		7	市バドミントン協会会長		
		8	指宿地区連絡協議会会長(ゲートボール)		
		9	市スポーツ推進審議会会長		
		10	市スポーツ推進委員長		
		11	市レクリエーション協会会長		
		12	特定非営利法人 いぶすきスポーツクラブ理事長		
		13	市スポーツ少年団本部長		
市(9名)		産業・経済(14名)		宿泊・衛生・観光(7名)	
1	総務部部長	1	指宿商工会議所会頭	1	指宿市観光協会会長
2	市民生活部部長	2	菜の花商工会会長	2	指宿温泉旅館事業協同組合代表理事
3	健康福祉部部長	3	いぶすき農業協同組合代表理事組合長	3	指宿ブランド産品協会会長
4	産業振興部部長	4	指宿漁業協同組合代表理事組合長	4	指宿地区食品衛生協会会長
5	農政部部長	5	山川町漁業協同組合代表理事組合長	5	指宿地区酒造協議会会長
6	建設部部長	6	かいふい漁業協同組合代表理事組合長	6	道の駅いぶすき彩花菜館館長
7	山川支所支所長	7	山川水産加工業協同組合代表理事組合長	7	道の駅山川活お海道館長
8	開聞支所支所長	8	かこしま森林組合いぶすき支所支所長		
9	市議会事務局局長	9	市建設業協同組合組合長		
官公署(6名)		10	鹿児島銀行指宿支店長		
1	指宿警察署長	11	南日本銀行指宿支店長		
2	指宿・南九州市消防組合指宿消防署長	12	鹿児島信用金庫指宿支店長		
3	指宿海上保安署長	13	鹿児島相互信用金庫指宿支店長		
4	南薩地域振興局局長	14	指宿郵便局局長		
5	南薩地域振興局保健福祉部指宿保健所所長				
6	鹿児島県道事務所 指宿維持出張所所長				
学校・学校体育団体(7名)		社会団体(15名)			
1	指宿高等学校長	1	市社会福祉協議会会長		
2	山川高等学校長	2	指宿青年会議所理事長		
3	指宿商業高等学校長	3	市自治公民館連絡協議会会長		
4	市中学校代表(北指宿中学校長)	4	市地域女性団体連絡協議会会長		
5	市小学校代表(丹波小学校長)	5	市消防団団長		
6	県私立幼稚園協会南薩支部支部長	6	市文化協会会長		
7	市PTA連合会会長	7	市民生委員・児童委員協議会連合会会長		
		8	市子ども会育成連絡協議会会長		
		9	市体育会会長		
		10	市老人クラブ連合会会長		
		11	県交通安全協会指宿地区協会会長		
		12	指宿ロータリークラブ会長		
		13	指宿ライオンズクラブ会長		
		14	市身体障害者福祉協会会長		
		15	市手をつなぐ育成会連絡協議会会長		

○印は常任委員(42名)

(報告事項)

顧問(20名)		参与(1名)		会 長 1名	
1	県議会議員	1	読売新聞社西部本社指宿通信部記者	副 会 長 4名	
2	市議会議員(15名)			常任委員 42名	
3	教育委員会教育長職務代行者			監 事 2名	
4	教育委員(3名)			委 員 40名	
				合 計 89名	
				顧 問 20名	参 与 1名
				総 計 110名	

第 75 回国民体育大会指宿市準備委員会会則

第 1 章 総則

（設置）

第 1 条 第 75 回国民体育大会（冬季大会を除く。以下「大会」という。）において本市で開催される競技会（以下「競技会」という。）に必要な準備を行うため、第 75 回国民体育大会指宿市準備委員会（以下「本会」という。）を置く。

（事業）

第 2 条 本会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び総合計画・準備に関すること。
- (2) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (3) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (4) 関係競技団体その他関係機関及び団体との連絡調整に関すること。
- (5) その他必要な事業に関すること。

第 2 章 組織

（構成）

第 3 条 本会は、会長及び委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係競技団体その他関係機関及び団体の代表者及び役職員
 - (2) 市議会議員
 - (3) 市関係者
 - (4) 学識経験を有する者
 - (5) その他大会の開催準備に関係のある者のほか、会長が特に必要と認める者
- （役員）

第 4 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名

- (2) 副会長 5名以内
- (3) 常任委員 50名以内
- (4) 監事 2名（うち指宿市会計管理者1名）

（役員を選任）

第5条 会長は、市長をもって充てる。

- 2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て委員のうちから会長が委嘱する。
- 3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

（役員の職務）

第6条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第11条第7項各号に掲げる事項を審議する。
- 4 監事は、本会の財務を監査する。

（任期等）

第7条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱された日から本会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の代表者及び役職員でなくなった場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

（顧問及び参与）

第8条 本会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、助言する。
- 5 顧問及び参与の任期等は、前条の規定を準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第9条 本会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

(総会)

第10条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 大会の開催基本方針に関すること。
- (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
- (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (4) 予算及び決算に関すること。
- (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
- (6) その他重要な事項に関すること。

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。

ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。

6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(常任委員会)

第11条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

2 委員長は、会長をもって充てる。

3 副委員長は、副会長をもって充てる。

4 常任委員会は、必要に応じ会長が招集する。

5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長

が指名した者がその職務を代理する。

7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議決定し、その結果を必要に応じ
て次の総会に報告する。

- (1) 総会から委任された事項に関すること。
- (2) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
- (3) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任事項に関すること。
- (4) その他会長が必要と認める事項に関すること。

8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会について準用する。

(専門委員会)

第12条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査審議し、その結
果を常任委員会に報告し、承認を得なければならない。
- 3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について審議決定し、その結
果を常任委員会に報告する。
- 4 第7条の規定は、専門委員の任期について準用する。
- 5 前各項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に
諮り、会長が別に定める。

第4章 会長の専決処分

第13条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するい
とまがないと認めるとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについ
ては、これを専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において
報告し、その承認を求めなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第14条 本会の事務を処理するため、事務局を教育委員会内に置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第15条 本会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第 16 条 本会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 17 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

2 本会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第 7 章 補則

(委任)

第 18 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成 28 年 6 月 28 日から施行する。

(会計年度の特例)

2 平成 28 年度の会計年度は、第 17 条の規定にかかわらず、この会則の施行の日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

第 75 回国民体育大会指宿市準備委員会
第 1 回総会 (平成 28 年 6 月 28 日決定)

第 75 回国民体育大会
指宿市準備委員会総会から常任委員会への委任事項

第 75 回国民体育大会指宿市準備委員会会則第 10 条第 4 項第 5 号に基づく、
総会から常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 開催準備の総合企画及び運営に関すること。
- 2 競技会場、競技運営及び式典に関すること。
- 3 広報及び市民運動に関すること。
- 4 その他会務に必要な事項に関すること。

第 75 回国民体育大会指宿市開催基本方針

1 基本方針

第 75 回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」は、本市が目指す将来都市像「豊かな資源が織りなす食と健幸のまち」の実現に向けて、市民が夢と希望を持ち、深い感動を与え、心に残る大会を目指し、県や関係団体等との連携を図りながら、市民総参加のもとオール指宿で、鹿児島らしさ、指宿らしさを活かした大会として開催します。

開催にあたっては、簡素・効率化を図りながら、指宿の多彩な魅力を全国に発信する大会を目指します。

また、この大会の開催を契機として、スポーツの普及・振興、市民の健康増進や体力向上を図り、市スポーツ推進計画に掲げる「さわやかな汗が輝（ひか）るまち」づくりを推進します。

2 実施目標

(1) 市民が夢と希望を持ち、深い感動を与え、心に残る大会

市民が国体開催という目標を共有して、市民の総力を結集し、相互の連帯感や郷土意識を高め、オール指宿で、鹿児島らしさ・指宿らしさを活かした夢と希望のあふれる大会を目指す。

(2) スポーツの普及・振興を図り、生涯スポーツを推進する大会

国体を一過性のスポーツイベントに終わらせず、国体開催を契機として、多くの市民が生涯を通してスポーツ・レクリエーションに親しめるような機会を提供し、「市民一人 1 スポーツ」の実践を図り、「健幸のまちづくり」を推進する。

(3) 簡素・効率化を図り、市民総参加による心と記憶に残る国体

経済状況や国体改革の趣旨等を踏まえ、市内の既存施設の有効活用やボランティアスタッフによる市民一体となった市民運動を展開することにより、大会運営の簡素・効率化を図り、人的・財政的負担が過重にならないよう、市民の連帯感を高め、オール指宿で国体を盛り上げて、大会の成功を目指す。

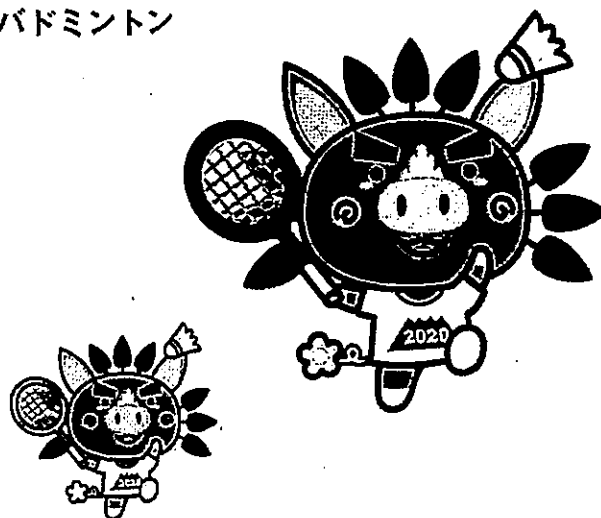
(4) 指宿の魅力を全国に発信する大会

新幹線も北海道まで繋がったこの絶好の機会に、本市を訪れる全ての人々に対して「心のこもったおもてなし」でお迎えし、本市の多彩な魅力である九州最大の「池田湖」、かおり風景 100 選認定「知林ヶ島」、日本百名山の「開聞岳」、南国ムード漂う「長崎鼻」、世界に類を見ない「天然砂むし温泉」、鶴の港「山川港」、水の郷百選認定「唐船峡」、国指定史跡「指宿橋牟礼川遺跡」など、先人より受け継いだ自然や文化、また、かつお節、焼酎、黒豚、黒牛、オクラに代表される豊かな食など、余すところなく全国に発信する。

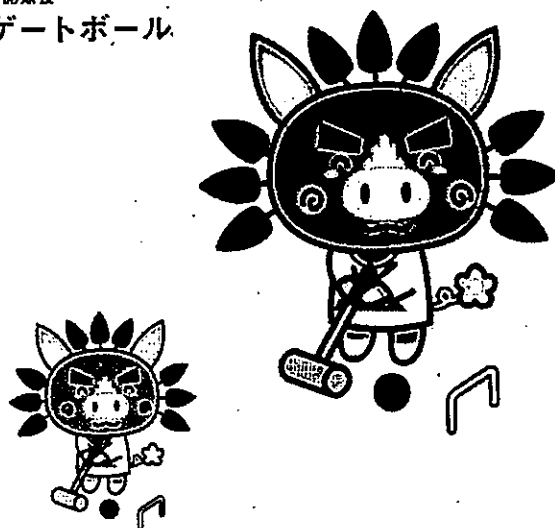
正式競技
ソフトボール



正式競技
バドミントン



公開競技
ゲートボール



第 75 回国民体育大会指宿市準備委員会

〒891-0404 鹿児島県指宿市東方 12000 番地（指宿総合体育館内）

指宿市教育委員会事務局 スポーツ振興課国体推進係

TEL (0993) 27-0203 FAX (0993) 27-0204

E-mail : kyoiku-sport@city.ibusuki.lg.jp